

第一種動物取扱業者と第二種動物取扱業者の基準比較

第二種動物取扱業者への適用区分：義務、：努力義務、×盛り込まず

| 第一種動物取扱業者基準 | 条項 | 適用 | 理由 |
|--|-------------|----|---|
| ＜動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準＞ | | | |
| 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について事業の実施に必要な権限を有していること。 | 規則第3条第1項第1号 | | 飼養施設の使用に関し適切な権限がなければ、当該事業の実施が困難であり、事業実施に最低限必要な事項。 |
| 販売業を営もうとする者及び貸出業を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、遵守基準に適合していること | 同第2号 | | 遵守基準として義務が課される譲渡の際の説明、飼養保管中のワクチン接種・治療に係る証明書の交付については義務付ける。 |
| 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること | 同第3号 | × | 動物取扱責任者の配置は第二種動物取扱業に義務付けられていない。 |
| 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、要件に該当する者が設置されていること | 同第4号 | × | 動物取扱職員の要件まで義務付けるのは過剰。 |
| 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法に係る重要事項説明し、又は動物を取り扱う職員は、要件に該当する者であること | 同第5号 | × | 同上 |
| 事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。 | 同第6号 | | 動物の適正飼養のための基本事項であり必要。 |
| ＜飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準＞ | | | |
| 飼養施設は、ケージ、照明施設等下記に掲げる設備を備えていること | | | |
| イ ケージ等 | | | 飼養保管を行うのであれば、逸走防止の観点からも必要。 |
| ロ 照明設備（営業時間が日中のみである等当該設備が必要ない場合は除く） | | × | 顧客のためのものであり不要。 |
| ハ 給水設備 | | | 適正飼養のために、最低限必要な設備。 |
| ニ 排水設備 | | | 衛生確保のため可能な限り設けるべきであり、努力義務とする。 |
| ホ 洗浄設備（飼養施設等を洗浄するための洗浄槽等） | | | 衛生確保のため可能な限り設けるべきであり、努力義務とする。 |
| ヘ 消毒設備（消毒薬噴射装置等） | | | 疾病のまん延を防ぐため、最低限必要な設備。 |
| ト 汚物、残さ等の廃棄物集積設備 | 規則第3条第2項第1号 | | 衛生確保のため可能な限り設けるべきであり、努力義務とする。 |
| チ 動物の死体の一時保管所 | | × | 営利の場合に比べ、大量の取扱いを想定するものではないため、不要。 |
| リ 餌の保管場所 | | | 餌の管理は適正飼養の最低限必要。 |
| ヌ 清掃設備 | | | 衛生確保のため、最低限必要な設備。 |
| ル 空調設備（屋外施設を除く） | | | 適正飼養のため可能であれば設けるべきであり努力義務とする。 |
| ロ 遮光のため又は風雨を遮るための設備 | | | 適正飼養のために最低限必要な設備。 |
| ワ 訓練場（訓練業限定） | | | 訓練業を行うのであれば当然必要。 |

| | | | |
|--|----------|---|---|
| ねずみ、はえ、蚊、その他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること | 同第2号 | | 衛生動物の管理は衛生確保のため最低限必要な事項。 |
| 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること | 同第3号 | | 清掃が容易である等は、衛生管理のためのぞましいため、努力義務とする。 |
| 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること | 同第4号 | | 逸走防止措置は必須。 |
| 飼養施設及びこれに備える設備は、事業の実施に必要な規模であること | 同第5号 | | 動物の適正飼養のための基本事項である。 |
| 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を有していること | 同第6号 | | 作業に必要な空間確保は、適正飼養のために最低限必要な事項。 |
| 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること | 同第7号 | | |
| イ) 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと | | × | 耐水性は推奨はされるが、第二種にまで義務付けるのは過剰。 |
| ロ) 底面は、糞尿等が漏洩しない構造であること | | | 周辺の生活環境確保上最低限必要な事項 |
| ハ) 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージの内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。 | | | 通気の確保等は適正飼養のために最低限必要な事項。 |
| ニ) 飼養施設の床に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止する種の措置が講じられていること | | | 動物の安全保持上最低限必要な事項。 |
| ホ) 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること | | | 「容易に損壊されない」であり、逸走防止のために最低限必要な事項。 |
| 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと | 同第8号 | | 「著しく不適切でない」ものであり、適正飼養のため最低限必要な事項。 |
| < 遵守基準 > | | | |
| 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売の用に供すること | 規則第8条第1号 | | 56日規制は、繁殖業者に対してのみ課されているので、第二種に義務を課すべき趣旨のものではないが、譲渡活動等に支障が無い範囲で「可能な限り」遵守してもらふべき事項であり努力義務とする。 |
| 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること | 同第2号 | | |
| 販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態を目視によって確認し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること | 同第3号 | × | 販売及び営利性のある貸出しを想定したものであるため不要。 |
| 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、犬又はねこの展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。 | 同第4号 | × | のぞましい事項ではあるが、営利行為の場合を想定した事項であり不要。 |

| | | | |
|---|------|----------------------|---|
| 販売業者にあつては、販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。 | | | 譲渡の際も、その後の終生飼養を確保するために一定の説明は必要。ただし、現物確認・対面説明までを求めるものではない。 |
| イ 品種等の名称 | | | 基本情報 |
| ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報 | | | 判明している場合には、説明する事がのぞましい。 |
| ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報 | | | 判明している場合には、説明する事がのぞましい。 |
| ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模 | | | 基本情報 |
| ホ 適切な給餌及び給水の方法 | | | 基本情報 |
| ヘ 適切な運動及び休養の方法 | | | 基本情報 |
| ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防法 | 同第5号 | | 判明している場合には、説明する事がのぞましい。 |
| チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用 | | | 判明している場合には、説明する事がのぞましい。 |
| リ みだりな繁殖を制限するための措置 | | | 判明している場合には、説明する事がのぞましい。 |
| ヌ 遺棄の禁止その他関係系法令規制内容 | | | 基本情報 |
| ル 性別の判定結果 | | | 判明している場合には、説明する事がのぞましい。 |
| ヲ 生年月日 | | | 判明している場合には、説明する事がのぞましい。 |
| ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況 | | × | 判別困難な事例が多く義務化がなじまない。 |
| カ 生産地等 | | × | 不明な場合が多い。 |
| ヨ 所有者の氏名（自己の所有しない販売をしようとする場合に限る。） | | × | 代理販売の場合の規定であり不要 |
| タ 病歴、ワクチンの接種状況 | | | 判明している場合には、説明する事がのぞましい。 |
| レ 親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況 | × | 判別困難な事例が多く義務化になじまない。 | |
| ソ 上記の他、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項 | | | 基本情報 |
| 販売業者にあつては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。 | 同第6号 | | 治療や、ワクチン接種を行ったのであれば、譲渡の場合であってもその証明書等を公布させるべき。 |
| 貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、動物の特性及び状態に関する情報の提供をすること | 同第7号 | | 非営利の貸出しであっても一定の説明は必要 |
| 販売に係る契約時の説明及び顧客による確認並びに貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、台帳を調整し、これを5年間保管すること | 同第8号 | × | 販売の場合と異なり、台帳保管までは不要。 |

| <取扱業者細目> | | |
|---|----------|--|
| 飼養施設の管理 | | |
| 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと | 細目第2条第1号 | 衛生管理のため最低限必要な事項。 |
| 一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと | 同第2号 | 適正飼養・伝染性疾病予防等のため、最低限必要な事項。 |
| 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調整し、これを五年間保管すること | 同第3号 | ボランティアの活用等、統一的管理体制がない場合もあるため、記録については努力義務とすべき。 |
| 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること | 同第4号 | 「著しく損なわないよう」範囲であり、生活環境保全のために最低限必要な事項。 |
| 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること | 同第5号 | 「周辺環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合」であれば当然行うべき措置。 |
| 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること | 同第6号 | 「著しく損なう事態が発生するおそれがある事態」であれば当然行うべき措置。 |
| ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること | 同第7号 | 衛生管理のために最低限必要な事項。 |
| 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施設設備を備えること | 同第8号 | 生活環境保全のため最低限必要な事項。 |
| 設備の構造及び規模 | | |
| ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 | 細目第3条第1号 | 前段については適正飼養のため最低限必要な事項。後段についても「必要に応じて」なので努力義務としては必要。 |
| ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。 | 同第2号 | 動物の健康安全保持のため最低限必要な事項。 |
| ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。 | 同第3号 | 衛生管理のためのぞましい事項であり、努力義務とする。 |
| ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。 | 同第4号 | 逸走防止措置であり、生活環境保全のため必要。 |

| 設備の管理 | | |
|--|-----------|--|
| ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 | 細目第4条第1号 | 給餌給水は、適正飼養のために最低限必要な事項。 |
| ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。 | 同第2号 | 休息設備等は、動物の飼養保管においてのぞましい環境であるため努力義務とする。 |
| ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。 | 同第3号 | 適正飼養のため最低限必要な事項。 |
| ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。 | 同第4号 | 衛生管理のため最低限必要な事項。 |
| 保管業者及び訓練業者にあっては、前号に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。 | 同第5号 | 衛生管理のため最低限必要な事項。 |
| 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。 | 同第6号 | 「必要に応じて」であり、また逸走防止のための措置であり、必要。 |
| 動物の管理 | | |
| 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。 | 細目第5条第1号イ | ボランティアを活用する場合もあるため、「職員数」を「従事する者」に変更 |
| ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。 | 同第1号ロ | 逸走管理のため最低限必要な事項。 |
| ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。 | 同第1号ハ | 飼養頭数を規模に見合った数とすることは、飼養環境確保に当然行うべき事項。 |
| 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。 | 同第1号ニ | 「過度な動物間の闘争の発生を避ける」ためのものであり、動物の健康安全の保持のため最低限必要な事項。 |
| 幼齢な犬、ねこ等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。 | 同第1号ホ | 譲渡活動の妨げにならない範囲で守られるべき事項であり、「可能な限り...努めること」という努力義務とすべき。 |

| | | | |
|--|--------------|----------|---|
| <p>保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管することが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。競りあわせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> | <p>同第1号へ</p> | <p>×</p> | <p>「顧客の動物」なので当該規定は不要</p> |
| <p>動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及びねこ以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。</p> | <p>同第1号ト</p> | <p>×</p> | <p>前段については適正飼養の確保のために最低限必要な事項。後段は販売業者に対してのみの規制。</p> |
| <p>動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。</p> | <p>同第1号チ</p> | | <p>動物の健康・安全の保持のために最低限必要な事項。</p> |
| <p>走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。</p> | <p>同第1号リ</p> | | <p>「必要に応じて」であり、動物の健康安全の保持のため最低限必要な事項。</p> |
| <p>販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入ること等により、犬又はねこの休息が妨げられることがないようにすること。</p> | <p>同第1号ヌ</p> | <p>×</p> | <p>営利の展示行為を想定した規制であり、不要。</p> |
| <p>販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。</p> | <p>同第1号ル</p> | | <p>のぞましい事項であるが、公園展示等対応が難しい事例が多く想定されるため、努力義務とする。</p> |
| <p>展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演技をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演技、訓練等が過酷なものとならないようにすること。</p> | <p>同第1号ヲ</p> | | <p>「過酷なものとならない」の範囲であり、適正飼養のために最低限必要な事項。</p> |
| <p>貸出業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。</p> | <p>同第1号ワ</p> | <p>×</p> | <p>営利の貸出しにを想定した事項であるため不要。</p> |

| | | | |
|--|-------|--|-------------------------------|
| 一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。 | 同第1号カ | | 状態確認は必要。台帳調製までは不要。 |
| 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。 | 同第1号コ | | 衛生確保のため最低限必要な事項。 |
| 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあつては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないように、動物を管理すること。 | 同第1号ク | | 周辺的生活環境確保上最低限必要な事項 |
| 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。 | 同第1号ケ | | 逸走時の対応であり、周辺的生活環境確保上最低限必要な事項。 |
| 販売業者、展示業者及び貸出業者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴（じゅん）化措置を講じること。 | 同第1号コ | | 適正な種を選択は、適正飼養の確保のため、最低限必要な事項。 |
| 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあわせ業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。 | 同第2号イ | | 必ずしも聴き取りが行えるとは限らないため、努力義務とする。 |
| 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。 | 同第2号ロ | | 健康安全の確保上最低限必要な事項。 |
| 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。 | 同第2号ハ | | のぞましい事項であるが、努力義務とすべき事項。 |
| 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。 | 同第2号ニ | | 健康安全の確保上最低限必要な事項。 |
| ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。 | 同第2号ホ | | 衛生管理上最低限必要な事項。 |

| | | | |
|--|-------|---|------------------------------------|
| 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。 | 同第3号イ | | あまり想定されないが、健康安全の確保上には最低限必要な事項。 |
| 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。 | 同第3号ロ | | あまり想定されないが、適正飼養の確保上には最低限必要な事項。 |
| 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあっては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。 | 同第3号ハ | × | 繁殖自体があまり想定されない事項であり、記録及び台帳保管義務は不要。 |
| 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。 | 同第4号イ | | 適正飼養のために最低限必要な事項。 |
| 輸送中は、常時、動物の状態を目視（監視カメラ等を利用して行うものを含む。）により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。 | 同第4号ロ | × | のぞましいが、非営利の行為に「常時目視」等まで義務付けるのは過剰。 |
| 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。 | 同第4号ハ | × | のぞましいが、非営利の行為に義務として規定するのは過剰。 |
| 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。 | 同第4号ニ | × | のぞましいが、非営利の行為に義務として規定するのは過剰。 |
| 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。 | 同第4号ホ | | 動物の健康安全の保持上最低限必要な事項。 |
| 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。 | 同第4号ヘ | | 「必要に応じて」のレベルであり、努力義務としては必要。 |

| | | | |
|---|----------|---|-----------------------------------|
| 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。 | 同第4号ト | | 健康安全の確保上最低限必要な事項。 |
| 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。 | 同第4号チ | | 「必要に応じて」のレベルであり、努力義務としては必要。 |
| 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。 | 同第4号リ | | 生活環境確保のための基本事項。 |
| 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又はねこを顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。 | 同第5号イ | × | 営利行為を想定した規制であり不要。 |
| 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。 | 同第5号ロ | | 展示行為等を行う場合には、「見物客」の安全確保のために必要な事項。 |
| 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。 | 同第5号ハ | | 必ずしも常時監視を想定していない場合もあるため、努力義務とする。 |
| 動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。 | 同第6号イ | | 終生飼養の原則から最低限必要な事項。 |
| 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。 | 同第6号ロ | | 動物愛護の観点から最低限必要な事項。 |
| 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。 | 同第6号ハ | | 緊急時対応のため必須。 |
| 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。 | 同第6号ニ | | 災害時対応は非営利でも配慮する必要がある。 |
| 動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。 | 細目第6条第1号 | × | 営利行為を想定した事項であり不要。 |

| | | | |
|--|------|---|--------------------|
| 販売業者にあつては、販売に供しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含む。）により表示すること。 | 同第2号 | × | 営利行為を想定した事項であり不要。 |
| 法第二十二条第三項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。 | 同第3号 | × | 動物取扱責任者の規定であり不要。 |
| 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。 | 同第4号 | × | 営利行為を想定した事項であり不要。 |
| 動物の仕入れ、販売等動物の取引を行うに当たっては、その相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては動物の取引を行わないこと。 | 同第5号 | × | 営利行為を想定した事項であり不要。 |
| 競りあつせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。 | 同第6号 | × | 競りあつせん業に係る規定であり不要。 |